

## 目次

1. 取り上げた事例の紹介 .....	1
2. 事例を通して考えたこと .....	3
3. 教育における差別をなくすには .....	4

## 資料

■障害の重い子どもを小中学校で教育することの問題点 .....	5
■2002年4月改正学校教育法施行令から 22条3 .....	6
■2002年5月「障害のある児童生徒の就学について(通知)」 .....	7
■入所(園)全児童に対する障害児数とその割合(表) .....	11
■学年別児童生徒数の推移 .....	12
■特殊学級の設置状況 .....	13
■各都道府県の小学校における認定就学による入学者の状況 .....	14
■普通学級に通っている聴覚障害児数 .....	15
■県内市町村就学指導委員会の審議結果とその後の状況 .....	16
■県内エレベーター設置状況 .....	17
■障害児者の在籍(卒業)高校一覧2004 .....	18
■(国)「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に 関する全国実態調査」 .....	19
■特別支援教育体制整備のための千葉県の主な取り組み .....	21
■「千葉県の特別支援教育の在り方(提言)中間まとめ(一次案)の概要 .....	22
■県議会・全会一致で可決された意見書 .....	23
■千葉県地域福祉支援計画から .....	24
■第三次千葉県障害者計画から .....	25
■公立小中学校管理運営研修会報告から .....	26
■対応の良い事例 .....	27
■新聞記事 .....	31
■障害者の機会均等化に関する基準規則 .....	33
■ サラマンカ宣言 .....	34

付 時間割の例

## 1. 取り上げた事例の紹介

### 幼稚園 入園を断られる 事例一覧 No.30 資料9では85ページ

近所の私立幼稚園に入園を考え、問い合わせたところ、「そのようなお子さんは…」と話を聞いてもらえなかったり、話は聞いて下さるものの、子の病歴等を話すと「他を当たっては…」と遠回しに断られ、冷たい仕打ちを受け、結局入園できなかった。

(コメント・以下同様)

幼稚園は義務教育が分離教育であることの影響下にあります。子どもの病歴等を理由として教育の機会・子どもの普通の暮らしが奪われています。

### 小学校 就学相談の強要 事例一覧 No.23 資料9では72ページ

小学校就学予定の児童について。学区の普通学級への就学意思を文書で明確に表明していたにもかかわらず、市教委が親子の了解もなく就学相談の開始と個人情報の収集を行い、就学指導委員会に諮り「養護学校適」との審議結果を通知して就学相談を迫ったこと。当事者の抗議に対して、市はこれらの手続は適性であると主張したこと。県教委に改善を要望したところ対応があり、学校との話し合いに望むことができたが、その後も何度も養護学校を勧められ、「この学校では見られない」などの差別的な発言を受け、精神的に追いつめられた。

(コメント)

就学時健康診断は障害のある子を見つけ出し、特殊教育の場へ振り分ける事を目的の一つとして行われます。就学指導委員会の判定結果で就学相談(振り分けの指導)が行われます。振り分けは差別です。親がきちんと意見を文書で伝えたのにそれが踏みにじられています。個人情報が勝手に使われています。親は追いつめられています。

### 小学校 入学後の就学指導 事例一覧 No.50 資料9では？

特殊学級に入るのに苦労し、入ってから校長から「養護学校へ行くように」といわれた。

### 小学校 入学後の就学指導 事例一覧 No.52 資料9では？

子が小学校普通学級に入学後、障害があることを理由に、校長に「親のエゴでこの学校にいるのは迷惑だから他の学校へ行き、みんなと出来るようになったら戻って来い。」「上級生の祖父母が学校へ来て、『何で障害のある子がこの学校にいるのか』と言いに来た。」などと言われた。

(コメント)

入学後も就学指導は続きます。迷惑と言われています。障害のある子がみんなの中にいることは迷惑という意識は分離教育の根本の考え方です。ここを変えない限り障害者差別をなくして行くことはできません。校長は障害児はここにいるべきではない、小学校はみんなと同じことができなければいけないところ、と思っています。学校をどんな子どもにでも合わせて変えていくという発想はありません。障害児に出会わない学校は障害のない子にと

っても不自然で、仲間として一緒に育つ機会を奪われています。  
学校は障害児を排除してきたことで地域社会の差別意識を作ってきました。

**小学校 親の付き添いの強要 事例一覧 No.107 資料9では95ページ**

就学前の学校との話し合いで、子を普通学級に通わせたいと言ったところ「普通ではないんですよ」と言われた。子どもの介助についても親の付き添いを求められ、「親が付き添いにつくことを納得していただくまで何度でも話し合います。夜でも休日でも家でも主人の会社でもどこでも行きますから。」と脅しのようなことを言われ恐ろしくなった。

**小学校 親の付き添い例 事例一覧 No.108 資料9では95ページ**

小学校入学時、親の付き添いを強いられ、母親が病弱であることを伝えると、「父親が付き添いなさい。」と言われ、父親が仕事を辞め銀行ローンで生活費を補いながら子どもに3年間付き添った。

(コメント)

親への付き添い強要だけでなく依頼も差別です。親が付き添うことは親が働けないこと。親子関係が悪くなること。子どもの自立が妨げられること。親が付き添えないときは登校できず子どもの教育権が侵害されること。付き添っている親はくたくたになります。兄弟も不利益を受けます。親の付き添いは特殊学級や養護学校でも行われています。障害児の世話はどんな犠牲を払ってでも親がやるのが当然という考えが根底にあります。小学校はサラ金の取り立てのよう。

**小学校 兄弟への差別 事例一覧 No.39 資料9では65ページ**

小学校普通学級の障害のある次男が、クレヨンを床に落としたが拾えなかった。担任は長男を呼び出して拾わせた。

**障害者だけを集めることで起きる事 事例一覧 No.15 資料9では79ページ**

養護学校での保護者参観日に、土運びをしている生徒に教員が「早く行け」と腰のあたりを足で蹴るようにして促したり、「バカ、のろま」という言葉をあびせた。怒りを感じても、重い知的障害の子をお世話になっているので、何も言えない。

**障害者だけを集めることで起きる事 事例一覧 No.60 資料9では102ページ**

「特殊学級に行ったらその子にあった教育をする」と言われて移ったのに、お遊戯ばかりして全然勉強を個別に教えていない。1年生から6年生まで同じ事をしている。その子にあった教育をしているとは思えない。だまされたと思う。

**場を分けることで生まれる子どもの意識 事例一覧 No.150 資料9では67ページ**

交流学級があった日、笑いながら2人の男の子が寄ってきて、「こいつ、〇〇学級だぜ」と言ってきた。

(コメント)

制度は人の意識を作っていきます。普通学級の先生には「障害のある子は普通学級にいるべきでない子、自分が付き合わなくて良かったはずの子、だから自分は世話をしない、入れた家族が面倒を見るのが当然。」という意識が生まれ、分けられた場では「能力の劣った価値の低い子、証言能力の無い子、知的障害児に勉強を教えても仕方がない。訓練を」という意識が生まれ、隔離されていることで施設内虐待と同じ状況が起きやすくなります。

## 2. 事例を通して考えたこと

事例のお子さんは幼稚園に入れず、どのように毎日を過ごしたのでしょうか。さびしく家で過ごしたのでしょうか。

どんな重度の子どもでも自分の意見をもっていますし、子どもは自分に障害があるから皆と一緒にいてはいけないとは思っていません。自分も子どもの一人だと思っています。

どのような障害・病歴があっても同じ値打ちを持った一人の子ども、だからみんなの中にいるのは当たり前。子どもの中には障害のある子どもも当然含まれている。ここから出発していく必要があります。

障害のある子ども、一人の子供として大切にされ育っていくこと。統合された環境で友だちと一緒に遊ぶことや一緒に勉強すること。兄弟や近所の友だちと同じ学校にいけること。障害のない子どもと同じ手続きで幼稚園や学校に入れること。その子のいる場所で必要な配慮や支援を受けられること。地域で普通の生活を送れること。意見を尊重されること。参画できること。このことは子供自身が持っている基本的な人権です。子どもの基本的な人権から事例を見ていくと、義務教育が分離教育であることの差別性が見えてきます。

排除されずに一緒にいること(統合)は教育の問題ではなく、すべての人に関わる基本的人権の問題です。

学校教育は、社会の一要素に過ぎないかもしれませんが、統合された学校はすべての子どもに質の高い教育を提供できるばかりではなく、差別的な態度を変え、障害者を受け入れる社会を作り出し、一緒に生きる社会を発展させるための決定的に大事な一歩となります。

また、障害をもつ子どもは、「子どもに対する差別」と「障害を持つ子どもへの差別」の2重の差別を受けています。子どもであることで、子どもの思いや意見は軽視され、あるいは無視されています。さらに障害を持つ子どもは価値の低い子どもとされ、一人の子どもとすらみられていない現実があります。

障害児への差別をなくすには、子どもの視点も持った障害者差別禁止条例が作られることと、子どもの人権条例が作られ、子どもの人権が確立されることの両方が必要だろうと思います。

### 3. 教育における差別をなくすには

- 一. 義務教育においては統合教育を原則とし、当事者の申し出に応じて特殊教育の場を選べるような制度とする。
- 二. 教育の場の選択権は本人(あるいはその代弁者としての保護者)にあることを明文化する。
- 三. 障害児・者については人生のどの段階においても教育の機会を優先的に保障するようすべての教育機関に義務付ける。
- 四. 障害の種類程度に関わらず教育の場で、必要な配慮や支援が受けられるよう人的・物的環境整備を行うことをすべての教育機関に義務付ける。
  - ・配慮や支援については、本人及び親の意向を尊重することを明文化する。
- 五. 教育における差別の規定と明文化を行う。
  - ・公私立に関わらず全ての教育機関(幼稚園を含む)で障害を理由とした受け入れ拒否は差別であることを明文化。障害児・者が入れない規定を調査し、撤廃する。障害を理由としなくても、事実上障害児のみ断られている場合は差別とみなすガイドラインの作成
  - ・差別に対する規制(罰則)
- 六. 教育現場での差別や人権侵害をなくすための研修を行う。
  - ・障害児・者をクラスの一員としてありのままに受け入れることをテーマにした研修を行う。
  - ・教育機関での差別事例や対応の良い事例について具体的な教職員研修を行う。
  - ・統合教育についての教育研究会を行い、経験の蓄積と共有を図る。
- 七. 教育に関する第三者人権救済機関の設置
- 八. 実態調査を行う
  - ・各自治体の教育現場の障害児受け入れ状況を調査。
  - ・各自治体の教育現場での親の付き添いの実態調査を行う。

(以下、資料の説明)

(5頁)障害の重い子どもを小中学校で教育することの問題点。びっくりするような文章だが、文部省はずっとこのような「みんなの迷惑になるものは排除する」という認識で教育を行ってきた。

(6頁)2002年4月改正学校教育法施行令から 22条3。2002年の改訂で「べき」が付き強まった。入学できる範囲は広がった。

(13頁)特殊学級の設置状況。特殊教育には一人あたり普通学級の10倍以上の予算が付けられている。教員の人数からも予算からも特殊教育は手厚くなっている。

(17頁)県内エレベーター設置状況。千葉市は今年度あと4校できるはずなので計5校になる。

(25頁)第三次千葉県障害者計画から。共に生きる、ともに学ぶ、ともに育つ権利。

(34頁)サラマンカ宣言。